

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第33号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定」を「、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な職務は次の表に定めるとおりと」に改め、同項に次の表を加える。

職務の級	標準的な職務
1級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務
2級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難を行う職務
3級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
4級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
5級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	鳥取市職員給与条例 (昭和26年鳥取市 条例第45号。以下 「給与条例」とい う。)別表第1の15 号給の項に定める額	給与条例別表第1の 25号給の項に定め る額	給与条例別表第1の 57号給の項に定め る額
2		給与条例別表第1の 34号給の項に定め る額	給与条例別表第1の 66号給の項に定め る額
3		給与条例別表第1の 43号給の項に定め る額	
4		給与条例別表第1の 52号給の項に定め る額	
備 考 この表に掲げる給料月額は、給与条例別表第1の再任用職員以外の職員の部職務の級第1級の欄に掲げる給料月額と同一の額とする。			

第8条第2項中「これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める」を「次の表に定める職務の内容を基準として、前項の給料表に定める職務の級に分類するものとする」に改め、同項に次の表を加える。

級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	困難な業務を行う職務
3 級	専門的な知識、技術等を必要とする業務を行う職務

第8条に次の1項を加える。

- 4 新たに特定業務等従事任期付職員となった者の号給は、市長が別に定める基準に従い決定する。

第10条第1項中「鳥取市職員給与条例（昭和26年鳥取市条例第45号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。